労働基準関係法令違反に係る公表事案

富山労働局　　最終更新日：令和8年11月24日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
ｕｓｕｉｗｏｒｋｓ（株）	富山県富山市	R7.12.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	木材加工用丸のこ盤に、歯の接触予防装置を設けなかったもの	R7.12.2送検
（株）フォーシーム	富山県富山市	R8.2.9	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	４日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R8.2.9送検
（株）Ｔ.クリエーションセンター	富山県富山市	R8.2.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ２ｍ以上の足場の上で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.2.16送検
（株）ヒラ・テック	富山県富山市	R8.3.10	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく金属研磨作業を行わせたもの	R8.3.10送検
（株）酒井工機	富山県富山市	R8.3.10	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく金属研磨作業を行わせたもの	R8.3.10送検
（株）ビルト・プレイズ	富山県射水市	R8.5.22	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約20メートルの砂防堰堤の上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.5.22送検
（株）森組	富山県南砺市	R8.6.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	地山の掘削作業を行う際、地山の崩壊による危険防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.6.16送検
北日本道路企画（株）	富山県砺波市	R8.9.7	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	４日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R8.9.7送検
（株）北越	富山県富山市	R8.10.15	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく金属研磨作業を行わせたもの	R8.10.15送検
（有）砺波システム開発	富山県砺波市	R8.11.24	最賃法第4条	労働者５名に対し、３か月間の定期賃金計約236万円を支払わなかったもの	R8.11.24送検